

の一つのリスクとして捉えられよう。

さらに、(2) 性的虐待・性暴力の内容、(3) 被害開始時期の結果からは性的虐待・性暴力の実態の深刻さが見て取れる。(4) 被害回数、(5) 被害期間の結果と合わせて考えると、直接接触による性的虐待・性暴力が幼少期から長期に渡り慢性的に行われているという最も深刻な性的被害が最も高い確率で起こっていると言える。

今回のアンケート調査の対象が情短という児童福祉施設の中でも治療を目的とした施設であることが深刻な事例の割合の高さに反映されている可能性はあるが、性的虐待・性暴力はその問題の発覚が難しく、発覚時には児童は既に深刻な被害に合っている可能性が高いことが示唆される。

### (7) 非加害保護者の態度

#### 1) 性暴力の事実について

回答のあった38施設における家庭内性暴力被害児童153名のうち、入所時に性暴力の事実について「認めている」は64件、「懐疑的」は15件、「認めていない」は26件、「不明」が39件、「未記入」が9件であった。

表 18 性暴力の事実について(入所時)

区分	人数	%
認めている	64	41.8%
懐疑的	15	9.8%
認めていない	26	17.0%
不明	39	25.5%
未記入	9	5.9%
計	153	100.0%

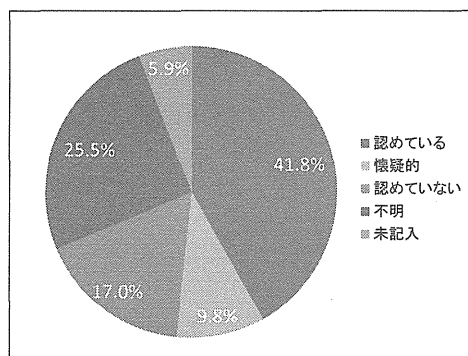


図 20 性暴力の事実について n=153

#### 2) 性暴力の事実に関する反応の一貫性

回答のあった38施設における家庭内性暴力被害児童153名のうち、入所時に性暴力の事実に関する反応の一貫性は、「ある」は70件、「ない」は19件、「不明」は54件、「未記入」が10件であった。

表 19 性暴力の事実に関する反応の一貫性(入所時)

区分	人数	%
ある	70	45.8%
ない	19	12.4%
不明	54	35.3%
未記入	10	6.5%
計	153	100.0%

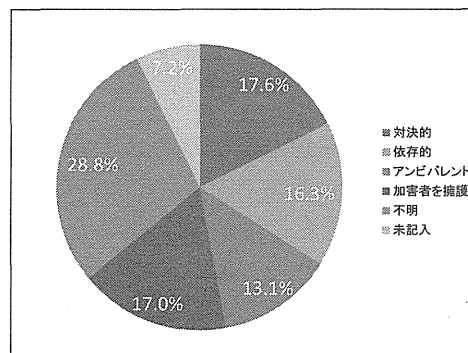


図 21 性暴力の事実に関する反応の一貫性 n=153

#### 3) 性暴力加害者に対する態度

回答のあった38施設における家庭内性暴力被害児童153名のうち、入所時の性暴力加害者に対する態度は「対決的」は27件、「依存的」は25件、「アンビバレント」は20件、「加害者を擁護」が26件、「不明」は44件、「未記入」は6件であった。

表 20 性暴力加害者に対する態度(入所時)

区分	人数	%
対決的	27	17.6%
依存的	25	16.3%
アンビバレント	20	13.1%
加害者を擁護	26	17.0%
不明	44	28.8%
未記入	11	7.2%

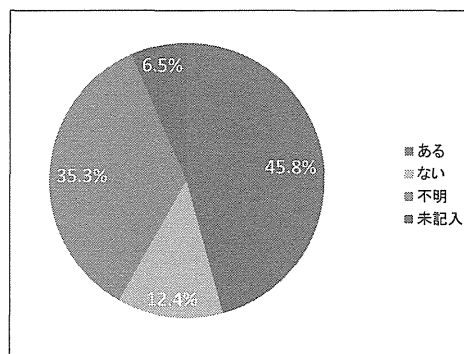


図 22 性暴力加害者に対する態度 n=153

#### 4) 本児に対する態度

回答のあった38施設における家庭内性暴力被害児童153名のうち、入所時の本児に対する態度は「守る姿勢」は38件、「加害者と同調」は19件、「アンビバレント」は39件、「拒否的」が9件、「不明」は37件、「未記入」は11件であった。

表 21 本児に対する態度(入所時)

区分	人数	%
守る姿勢	38	24.8%
加害者と同調	19	12.4%
アンビバレント	39	25.5%
拒否的	9	5.9%
不明	37	24.2%
未記入	11	7.2%
計	153	100.0%

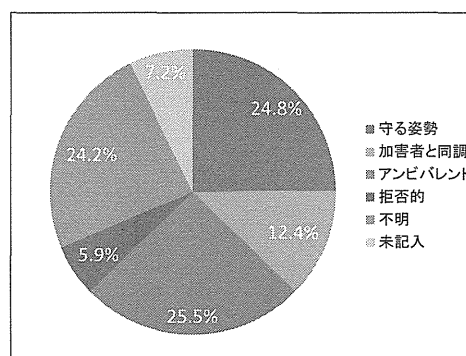


図 23 本児に対する態度 n=153

#### 5) 非加害保護者についての考察

非加害保護者は性暴力の事実について「認めている」という回答が64件(41.8%)と一番多いが、「懐疑的」、「認めていない」、「不明」などを全体的にみると、決して加害事実を明確に認めているとは言えない非加害保護者が多い状況である。また、「加害者に対する態度」、「本児に対する態度」についても加害者に対決的に接し、子どもを守る姿勢を明確に見せている非加害保護者が少ないことが窺える。このことは家庭内性暴力被害の家族支援や子どもの支援の困難さを表していると言える。

また、全体的にどの項目においても「不明」の回答が多い。このことは情報不足が非加害保護者の状況について理解できていないことを表しており、児相の非加害保護者への関わりの難しさや児相と情報連携の重要性を示していると言える。

#### (8) 性的虐待・性暴力加害者について

##### 1) 加害事実について

回答のあった38施設における家庭内性暴力被害児童153名のうち、「認めている」が52件、「あいまい」が21件、「認めていない」が31件、「不明」が47件、「未記入」が2件であった。

表 22 加害事実

区分	人数	%
認めている	52	34.0%
あいまい	21	13.7%
認めていない	31	20.3%
不明	47	30.7%
未記入	2	1.3%
計	153	100.0%

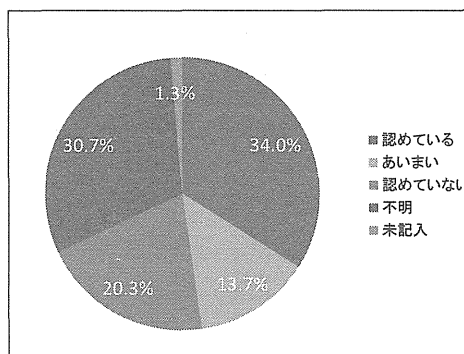


図 24 加害事実 n=153

## 2) 反省の意思表示

回答のあった 38 施設における家庭内性暴力被害児童 153 名のうち、「あり」が 24 件、「あいまい」が 22 件、「なし」が 40 件、「不明」が 63 件、「未記入」が 4 件であった。

表 23 反省の意思表示

区分	人数	%
あり	24	15.7%
あいまい	22	14.4%
なし	40	26.1%
不明	63	41.2%
未記入	4	2.6%
計	153	100.0%

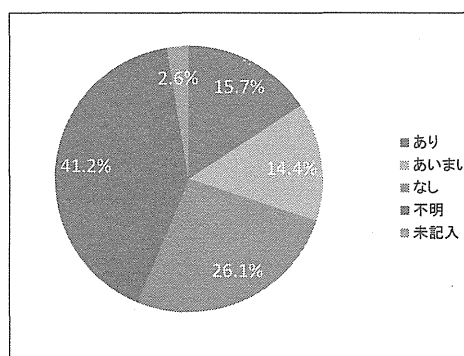


図 25 反省の意思表示 n=153

## 3) 謝罪の意思表示

回答のあった 38 施設における家庭内性暴力被害児童 153 名のうち、性的虐待・性暴力加害者から謝罪の意思表示について、「あり」が 13 件、「あいまい」が 18 件、「なし」が 45 件、「不明」が 74 件、「未記入」が 3 件であった。

表 24 謝罪の意思表示

区分	人数	%
あり	13	8.5%
あいまい	18	11.8%
なし	45	29.4%
不明	74	48.4%
未記入	3	2.0%
計	153	100.0%

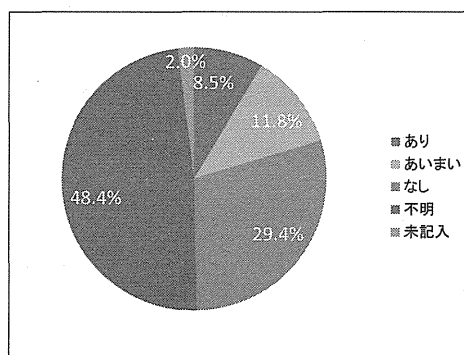


図 26 謝罪の意思表示 n=153

## 4) (加害者への) 社会的対応について

### ①再接触の禁止

回答のあった 38 施設における家庭内性暴力被害児童 153 名のうち、再接触の禁止の「あり」が 60 件、「なし」が 71 件、「不明」が 21 件、「未記入」が 1 件であった。

表 25 再接触の禁止

区分	人数	%
あり	60	39.2%
なし	71	46.4%
不明	21	13.7%
未記入	1	0.7%
計	153	100.0%

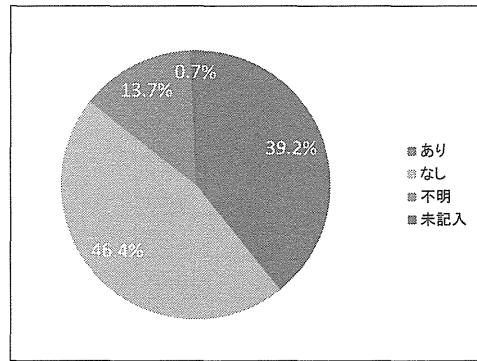


図 27 再接触の禁止 n=153

## ②親権の移行

回答のあった 38 施設における家庭内性暴力被害児童 153 名のうち、親権の移行が「あり」が 10 件、「なし」が 120 件、「不明」が 14 件、「未記入」が 9 件であった。

表 26 親権の移行

区分	人数	%
あり	10	6.5%
なし	120	78.4%
不明	14	9.2%
未記入	9	5.9%
計	153	100.0%

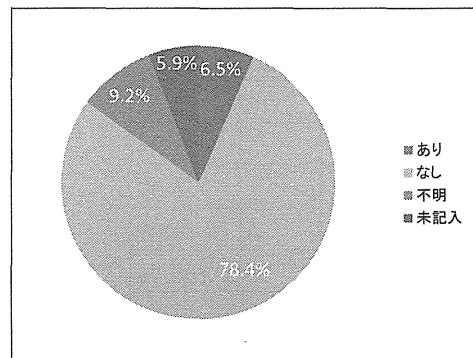


図 28 親権の移行 n=153

## ③児童福祉法 28 条の適用

回答のあった 38 施設における家庭内性暴力被害児童 153 名のうち、児童福祉法 28 条の適用が「あり」が 7 件、「なし」が 137 件、「不明」が 6 件、「未記入」が 3 件であった。

表 27 児童福祉法 28 条の適用

区分	人数	%
あり	7	4.6%
なし	137	89.5%
不明	6	3.9%
未記入	3	2.0%
計	153	100.0%

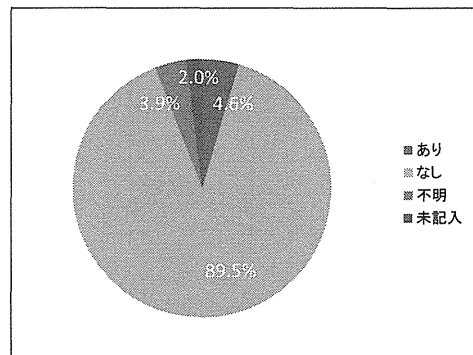


図 29 児童福祉法 28 条の適用 n=153

## ④刑事訴追

回答のあった 38 施設における家庭内性暴力被害児童 153 名のうち、刑事訴追を「した」のが 15 件、「していない」のが 129 件、「不明」が 7 件、「未記入」が 2 件であった。

表 28 刑事訴追

区分	人数	%
した	15	9.8%
していない	129	84.3%
不明	7	4.6%
未記入	2	1.3%
計	153	100.0%

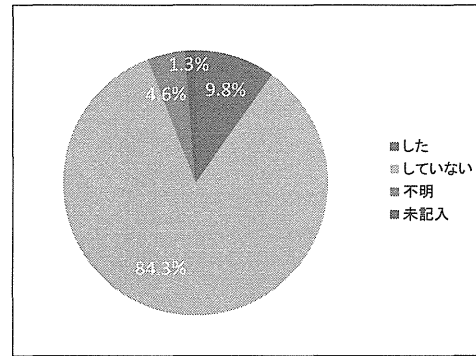


図 30 刑事訴追 n=153

⑤ 訴追に適用された法律

刑事訴追した事例 15 件のうち、訴追に適用された法律は「刑法」が 12 件、「児童福祉法」が 3 件、「青少年保護条例」が 1 件であった。

表 29 訴追に適用された法律

区分	人数	%
刑法	12	75.0%
児童福祉法	3	18.8%
青少年保護条例	1	6.3%
その他	0	0.0%
計	16	100.0%

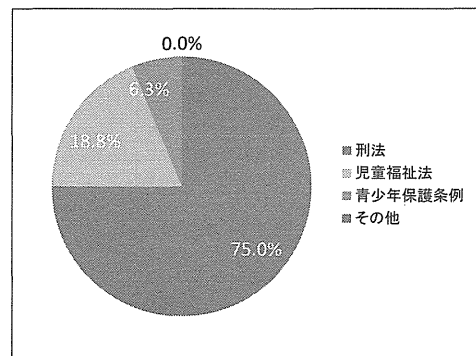


図 31 訴追に適用された法律 n=153

⑥ 訴追の結果

刑事訴追した事例 15 件のうち、訴追の結果は「実刑」が 12 件、「不起訴」が 2 件、「未記入」が 1 件であった。

表 30 訴追の結果

区分	人数	%
実刑	12	80.0%
不起訴	2	13.3%
未記入	1	6.7%
計	15	100.0%

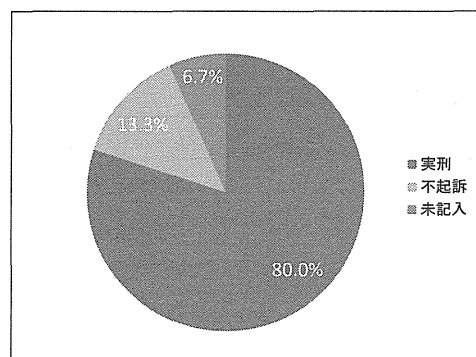


図 32 訴追の結果 n=15

5) 性的虐待・性暴力加害者についての考察

性的虐待・性暴力加害者については、153 件中、加害時事実を「認めている」は 52 件 (34.0%) であった。「あいまい」、「認めていない」、「不明」が大半であり、事実をしっかりと認めているケースが少ないと言える。また、反省の意志表示「あり」や謝罪の意志表示「あり」も少なく、性的虐待・性暴力加害者が行為を認めて反省し、子どもに謝罪しているケースは少ないと言える。特にどの項目

においては「不明」が多く、情短が加害者の状況について把握できていない実態も明らかになった。

加害者への社会的対応については、再接触の禁止も「あり」が60件(39.2%)で、「なし」が71件(46.4%)という状況で、子どもの安全がしっかりと守られているとは言えない状況である。また親権の移行や28条による措置なども件数として少ない現状である。加害者の刑事訴追に関しては、153件のうち15件が訴追されており、主には刑法で訴追されており、訴追されたケースのほとんどが実刑という結果になっていた。

#### 4. 発覚時の状況について

性的虐待・性暴力は家庭内という限局的な場で行われることが多い。また、その性質上被害者からの訴えが容易ではなく、そのため被害事実の発覚が非常に困難である。ここでは性的虐待・性暴力の発覚の実態を明らかにするため、以下の調査を行った。

##### (1) 発覚時期について

発覚時期について、最も高い割合を示したのは「在宅時」93人(60.8%)である。続いて「一時保護中」26人(17.0%)、「情短入所後」23人(15.0%)、「児童養護施設入所後」10人(6.5%)の順となっている。約6割は在宅時に性的虐待・性暴力が発覚している。一方で約4割は一時保護所など児童が児童福祉施設に保護された後に発覚していることが分かる。低くはない確率で児童福祉施設入所後に性的虐待・性暴力が発覚していることに留意する必要がある。

表 31 発覚時期について

区分	人数	%
在宅時	93	60.8%
一時保護中	26	17.0%
情短入所後	23	15.0%
児童養護施設入所中	10	6.5%
未記入	1	0.7%
計	153	100.0%

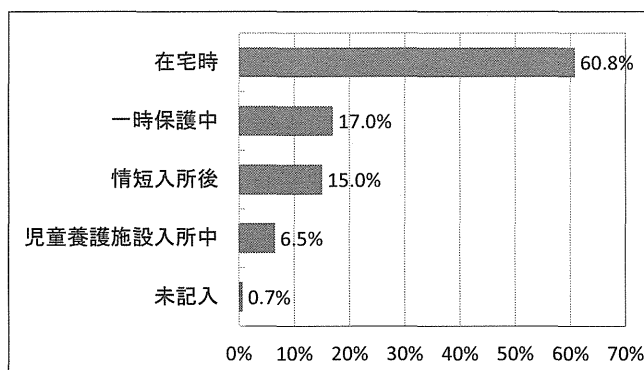


図 33 発覚時期について n=153

##### (2) 最後の被害から発覚までの期間について

最後の被害から発覚までの期間については、判明している中で最も高い割合は「0～1ヶ月」34人(22.2%)となっており最も短い期間での発覚が約2割となっている。「2年以上」14人(9.2%)が2番目に高い割合となっていることを除けば発覚までの期間の短い順に高い割合が示されている。また、「2年以上」の中には児童福祉施設入所後、一定期間経過してから児童が被害体験を語り始めるなどの事例が含まれているものと考えられる。ただ、「不明」74人(48.4%)の割合が最も高く、5割近くの事例において最後の被害から発覚までの期間が判明していない結果となっている。

児童が最後の被害時期を思い出せないなど聞き取りを行ったが明らかにできなかった、もしくは後述する Forensic Interview のような構造化された聞き取りを行っていない可能性などが考えられる。被害体験を再度想起させるような、児童に対する負荷の高い聞き取り内容ではあるが、場合によっては妊娠や性病など速やかな対応が必要となる事案の可能性があり、より正確に聞き取りが行える体制の整備の必要性が示唆される。

表 32 最後の被害から発覚までの期間について

区分	人数	%
0～1ヵ月	34	22.2%
1～3ヶ月	13	8.5%
4～6ヶ月	8	5.2%
6ヶ月～1年	6	3.9%
1年～2年	3	2.0%
2年以上	14	9.2%
不明	74	48.4%
未記入	1	0.7%
計	153	100.0%

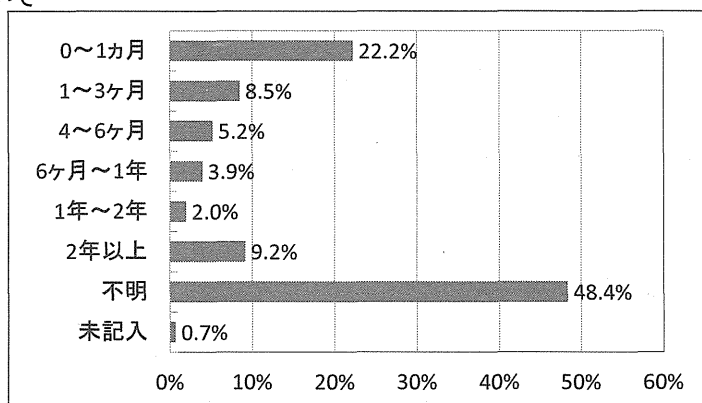


図 34 最後の被害から発覚までの期間について n=153

### (3) 発覚の契機について

発覚の契機について、最も高い割合を示したのは、「自分から話してきた」54人(34.8%)であった。約3割の児童が主体的に性的虐待・性暴力の事実を話していることが分かる。続いて「生育歴や他の虐待の聞き取り時に判明」31人(20.0%)が高い割合を示している。児相の職員との面接時が主な場面であると考えられる。「性的逸脱行動等の対応時に判明」21人(13.5%)、「なんらかの問題行動発生時に判明」14人(9.0%)などの項目は主に児童福祉施設での児童の問題行動への対応時に期せずして性的虐待・性暴力被害が発覚する場面が当てはまると考える。偶発的な性的虐待・性暴力の吐露といった児童の反応に施設職員が適切な聞き取りを行えるよう準備しておく必要があると言えよう。

表 33 発覚の契機について(2事例で2つの解答あり)

区分	人数	%
自分から話してきた	54	34.8%
生育歴や他の虐待の聞き取り時に判明	31	20.0%
性的逸脱行動等の対応時に判明	21	13.5%
なんらかの問題行動発生時に判明	14	9.0%
性被害に合い、その対応時に判明	3	1.9%
性教育等をきっかけに判明	1	0.6%
その他	30	19.4%
未記入	1	0.6%
計	155	100.0%

その他の記述
●友人からの促しにより、関係機関に話があった。
●里親宅の同じ里子からの話より
●施設児童へのアンケート
●本児の伯母(実母の姉)より聴取
●他児に相談し、他児から職員に教えてくれた
●母が虐待現場を目撃した
●学校より児相への通知
●兄妹が同じように咳をしていることを母親が指摘した時に、自分から開示

●友人が本児宅に泊まった際被害にあったことを相談。本児への加害も判明する
●父親が本児の友達に強制わいせつ容疑で逮捕され、学校で問題になった際、別の友達が以前に
●妊娠墮胎のため受診した病院からの通告
●トイレ処理の際、「ふいて」と母方祖母の知人男性に言ったことで疑う
●兄の担当職員が聞き取る
●姉が自分の被害体験について話し、本児についても判明
●母への内夫からのDV発覚時に親族が気付く
●性的虐待の動画が記録されたSDカードを、近隣住民が拾い、発覚
●家族間のやりとりで発覚
●エピソードから強く疑われたが、本人は開示せず
●母親が妊娠に気付いた
●弟が学校の先生に相談、学校から通告
●母が家で動画を発見
●行動観察より
●学校友人への手紙

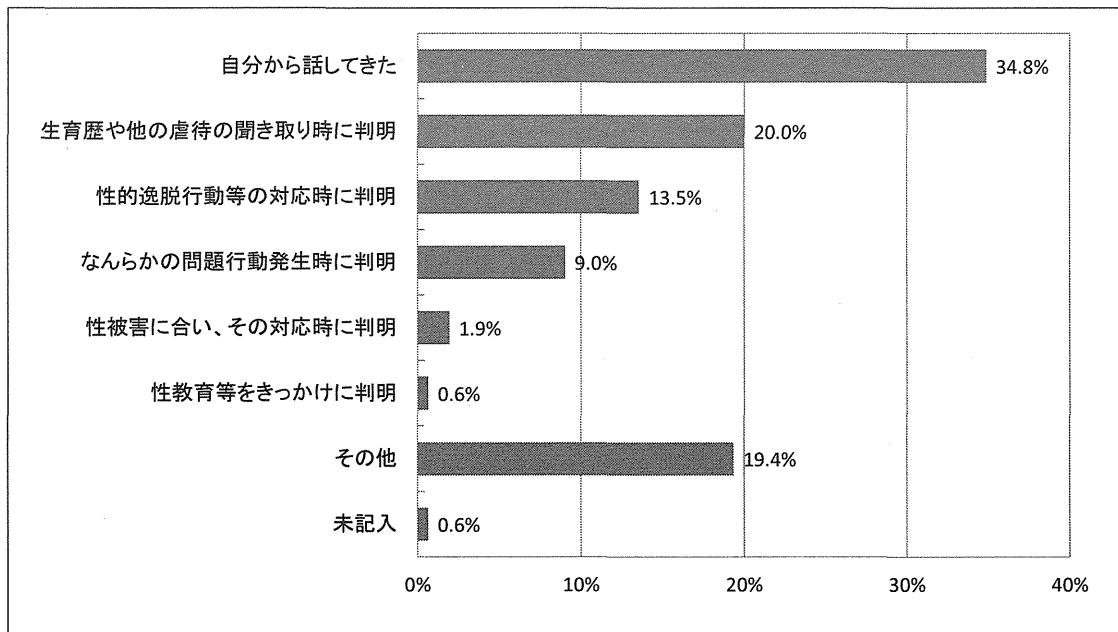


図 35 発覚の契機について(2事例で2つの解答あり) n=153

#### (4) 本児が最初に打ち明けた人について

本児が最初に打ち明けた人について、最も高い割合を示したのは「児童相談所職員」(24.7%)、続いて「学校の教員」(18.2%)であった。これらの多くは在宅時に児童が打ち明けたものと考えられる。「非加害保護者」(14.3%)と比較して、被害体験の打ち明けには家族よりも周囲の大人の存在が重要であることが分かる。また、「情短施設職員」(13.0%)、「児童養護施設職員」(5.2%)は前述の(1)発覚時期での「情短入所後」(15.0%)、「児童養護施設入所後」(6.5%)という割合と併せて考えると施設入所後には施設職員が最も近い大人として被害体験の打ち明けに重要な役割を担っていると言えよう。



表 34 本児が最初に打ち明けた人について(1事例で2つの解答あり)

区分	人数	%
児童相談所職員	38	24.7%
学校の教員	28	18.2%
非加害保護者	22	14.3%
情短施設職員	20	13.0%
児童養護施設職員	8	5.2%
親戚等	4	2.6%
友人等	4	2.6%
祖父母	1	0.6%
兄弟	0	0.0%
姉妹	0	0.0%
その他	26	16.9%
未記入	3	1.9%
計	154	100.0%

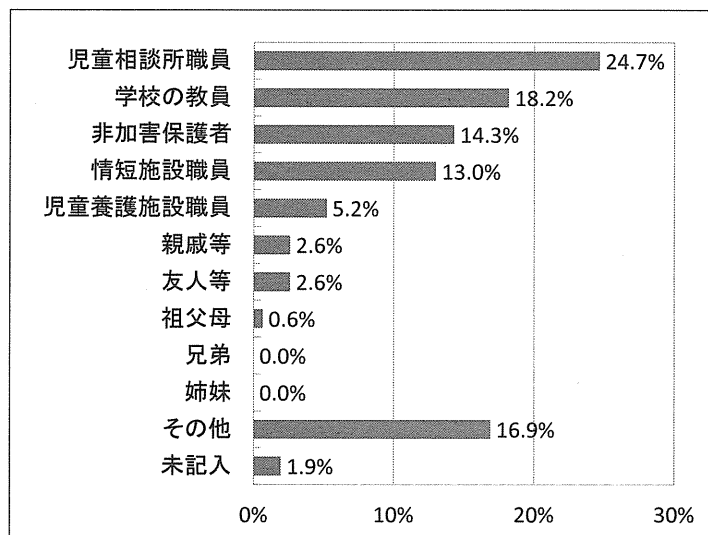


図 36 本児が最初に打ち明けた人について  
(1事例で2つの解答あり) n=153

その他の記述
● 言えていない
● スクールカウンセラー
● 不明
● 適応指導教室 指導主
● スクールカウンセラー
● 打ち明けていない
● 主治医
● 姉が自分の被害体験について話し、本児についても判明
● 不登校カウンセリングのカウンセラー
● 一時保護中の婦人科検診にて、保健師の間診に答える形で
● 祖母の友人
● 本人が開示せず
● 医療関係職員
● 学校相談員
● 警察
● 保育所

#### (5) 被害事実確認面接(司法面接 Forensic Interview) について

被害事実確認面接について、「実施されている」が29%と約3割、「実施されていない」が51%と約5割であった。Forensic Interviewという構造化された手法での聞き取りが約3割の児童に対して行われているという現状が明らかとなった。「実施されていない」が約半数と実施されていない事例もまだまだ多いが、今後、被害事実確認面接という専門的な聞き取りの手法を通して的確な聞き取りが行えるよう、その技術の習得や対応できる職員の増員にも更なる取り組みが必要と考える。一方で「不明」が18%となっている点にも注目したい。被害事実確認面接を実施する割合が高いのは児相の職員であると考えられるが、今回の調査は情短の職員を対象として行われており、児相の職員の聞き取りが被害事実確認面接という構造化された専門的な手法を持って行われたのか、単に通常のケースワーク上の聞き取りが行われたのか情短の職員が把握していない可能性がある。児相との協働や役割

分担を行っていく上でも情報共有が十分に行われることが必要であろう。

表 35 被害事実確認面接

(司法面接 Forensic Interview)について

区分	人数	%
実施されている	44	28.8%
実施されていない	78	51.0%
不明	28	18.3%
未記入	3	2.0%
計	153	100.0%

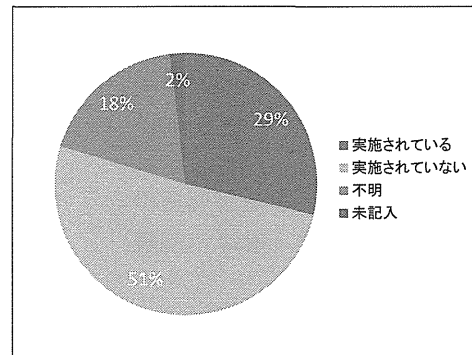


図 37 被害事実確認面接(司法面接 Forensic Interview)について n=153

### (6) 発覚の時期についての考察

(1) 発覚時期についての調査結果からは、児童の性的虐待・性暴力の被害事実を在宅時という児童福祉施設入所以前の段階で約6割発見できていることが分かる。(3) 発覚の契機、及び(4) 本児が最初に打ち明けた人の結果と併せて考えると児童が自発的に被害体験を語り始める契機が児相の職員や学校教諭を対象として起こる確率が高いと言える。また、(2) 最後の被害から発覚までの期間における「2年以上」の項目でも述べたように、児童福祉施設入所後、施設職員が児童の安心・安全を確保し信頼関係を築く中で期せずして被害体験の打ち明けが起こることもある。性的虐待・性暴力の発覚は被害者もしくは加害者からの申告に頼るところが大きく、それゆえ発見が難しい。児童が打ち明けようと思えるような信頼関係を構築しておくという我々児童を支援する大人側の責務が浮き彫りとなった結果と言えよう。また、(2) 最後の被害から発覚までの期間についての結果と(3) (4) 被害回数の調査における「慢性的」(35.3%)の結果を考え併せると、一見最後の被害から短い期間で発覚に至ったように見える結果は、実は早い段階で発覚に至ったというよりは、被害の最中に介入がなされ、そのため結果的に最後の被害から短い期間となっていると捉えることができる。介入により更なる被害体験を防ぐことはできたとと思われるが、性的虐待・性暴力の兆候を捉え、より早期に発見に至るような専門的な視点や技術の習得を周りの大人が行っておく必要性の示唆が与えられたとも言えよう。さらに、(5) 被害事実確認面接については、性的虐待・性暴力の被害児童の3割に被害事実確認面接(Forensic Interview)という構造化された聞き取りが実施されているという事実が大きな意味を持つと考える。

「3. 性的虐待・性暴力被害の状況について」の考察でも述べたように、性的虐待・性暴力の聞き取りはその事実の詳細を明らかにすることが非常に困難である。児相・児童福祉施設の職員は基本的に児童を支援する立場であり児童が性的虐待・性暴力の体験を語り始めたとしても、侵襲的にならず、寄り添って聞き取ることが必要である。これは、児童のトラウマ体験の取り扱いや治療的関わりのスタンスとも関係しており、特に児童への治療的取り組みを行っている情短ではどの場面でもどこまで聞き取りを行うのかには細心の注意が必要である。事実確認という客観性やある種の距離感を必要とする聞き取りについては治療的支援とは切り離して行うことも必要であり、児相の職員と治療的意味を確認しながら役割分担と情報共有を行っていくことが重要である。

## 5. 入所中の本児の様子について

### (1) 対象児童の症状、問題について

性暴力被害児が示した症状、問題については、トラウマ反応に関して11項目、虐待及び性的被害な

どによる影響について28項目をそれぞれ「入所前」「入所から1-2か月間」「現在及び退所前」の3時点で見られたかどうかについて質問した。なお、アンケートではいずれの時期にも記入のない未記入のものも多く見られたが、これは記入漏れではなく、「いずれの時期にも症状がなかった」とのものと解釈した。また、下記の文中にある「いずれかの症状あり」の人数は、全回答数153から当該項目が全て未記入のものを引いて算出した。

### 1) ト라우マ反応について

情短に入所した性暴力被害児童のトラウマ反応がどのような経過をたどるかについて、トラウマ反応を「過覚醒」「回避・麻痺（解離）」「再体験」の3つの主症状に分けて検討した。

#### ①過覚醒、回避・麻痺（解離）

トラウマ反応の入所後の経過を見てみると、「過覚醒」「回避・麻痺（解離）」の各項目はいずれも類似しており、「[入所前]から[入所から1-2ヶ月]ではほぼ横ばい～微増し、[現在および退所前]には大きく減少する」傾向を示していた（図38、図39）。

表 36 過覚醒

区分	入所前		入所から1-2ヶ月間		現在及び退所前	
	人数	%	人数	%	人数	%
不眠	47	28.7%	45	27.1%	29	27.9%
情緒不安定、かんしゃく	72	43.9%	72	43.4%	49	47.1%
過度な緊張	45	27.4%	49	29.5%	26	25.0%
計	164	100.0%	166	100.0%	104	100.0%
未記入	56		48		83	
いずれかの症状あり	97		105		70	

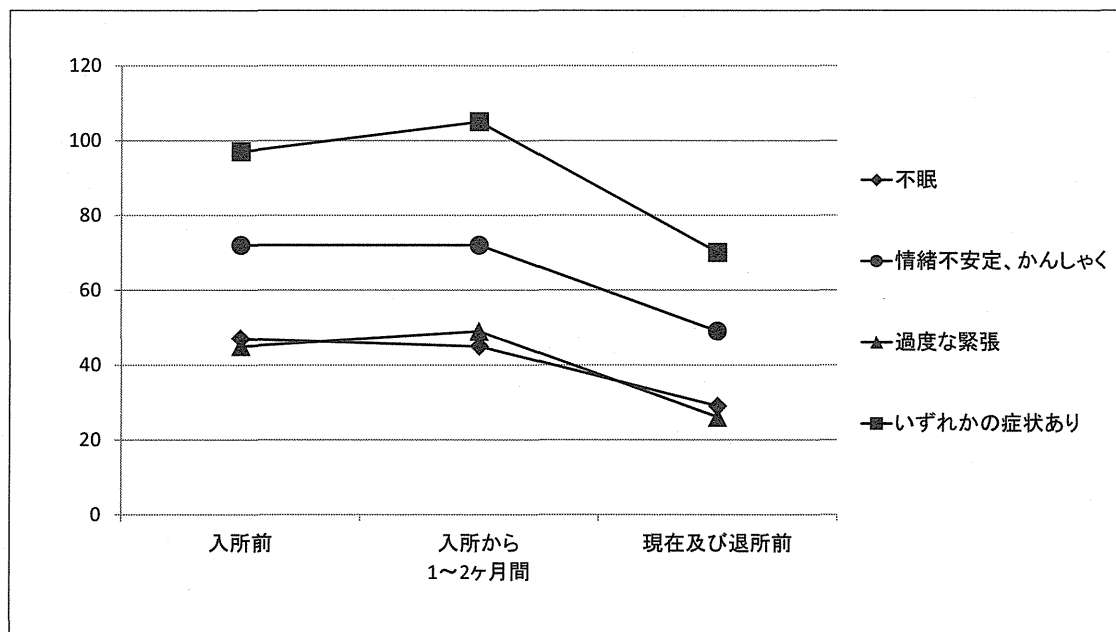


図 38 過覚醒

表 37 回避・麻痺(解離)

区分	入所前		入所から1-2ヶ月間		現在及び退所前	
	人数	%	人数	%	人数	%
恐怖・不安・人見知り	52	31.9%	51	32.3%	33	35.5%
孤立、孤独	36	22.1%	35	22.2%	26	28.0%
無表情、ぼーっとしている	35	21.5%	35	22.2%	19	20.4%
泣くことができない	14	8.6%	15	9.5%	6	6.5%
現実感の喪失(離人感)	26	16.0%	22	13.9%	9	9.7%
計	163	100.0%	158	100.0%	93	100.0%
未記入	70		64		94	
いずれかの症状あり	83		89		59	

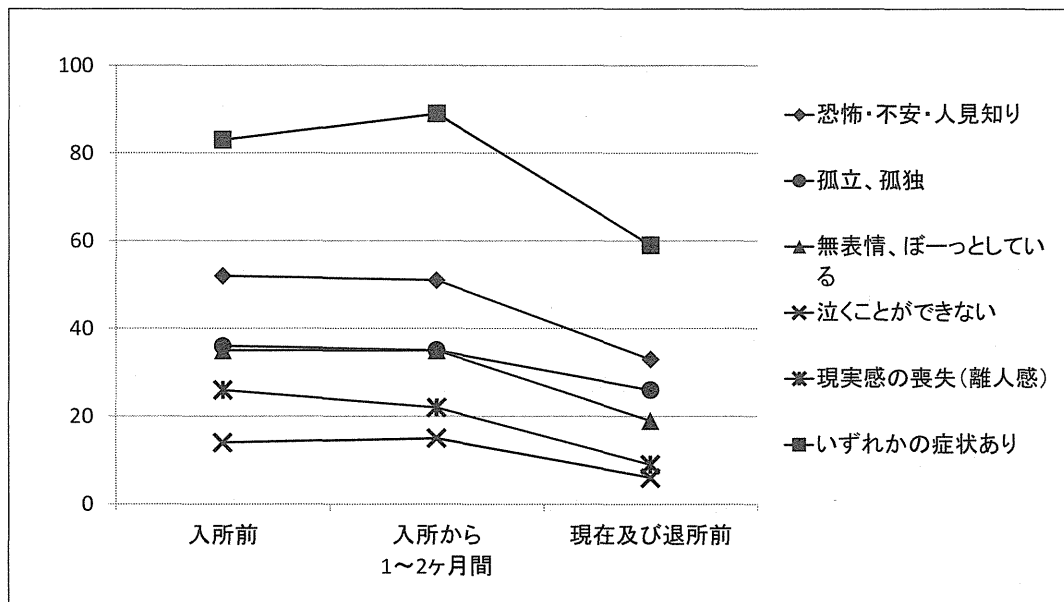


図 39 回避・麻痺(解離)

②再体験

「再体験」は、「悪夢」の項目は[入所前] → [入所から1-2ヶ月] → [現在および退所前]と一貫して減少しているが、他の2項目は[入所前]から[入所から1-2ヶ月]で増加し、[現在および退所前]に少し減少していた(図40)。

表 38 再体験

区分	入所前		入所から1-2ヶ月間		現在及び退所前	
	人数	%	人数	%	人数	%
過去を思い出して不穏	24	33.3%	36	42.9%	22	44.9%
悪夢	35	48.6%	30	35.7%	21	42.9%
その体験を思い出するような遊び	13	18.1%	18	21.4%	6	12.2%
計	72	100.0%	84	100.0%	49	100.0%
未記入	102		95		114	
いずれかの症状あり	51		58		39	

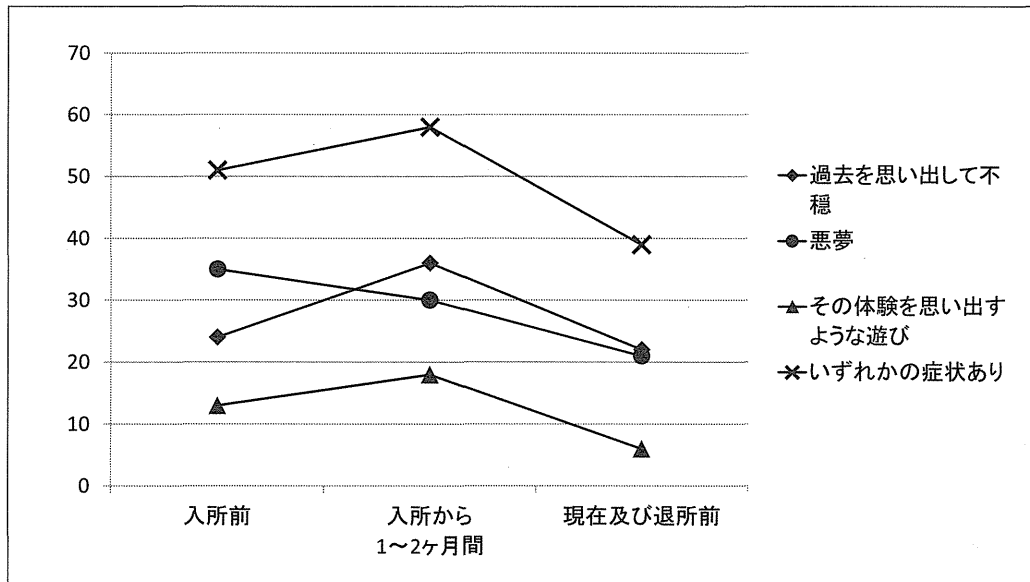


図 40 再体験

### ③トラウマ反応のまとめ

「過覚醒」「回避・麻痺（解離）」「再体験」の中項目に分けて「いずれか症状あり」だけを見る（図 41）と、3つとも「入所前」→「入所から1-2ヶ月」で少し増加し、「現在および退所前」で減少していたが、「再体験」は「過覚醒」「回避・麻痺（解離）」に比べて減少の幅が小さいことがわかった。ただ、「再体験」は他の2つよりも出現数自体は少なかった。

表 39 ト라우マ反応まとめ

区分	入所前	入所から1-2ヶ月間	現在及び退所前
過覚醒	97	105	70
回避・麻痺（解離）	83	89	59
再体験	51	58	39

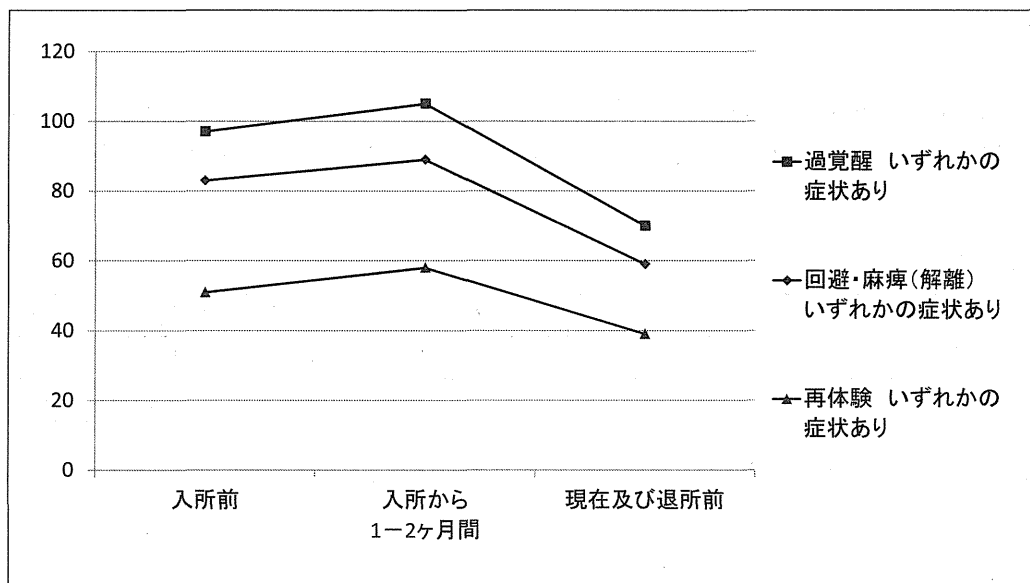


図 41 ト라우マ反応まとめ

2) 虐待及び性的被害などによる影響について—各項目の説明

次に「虐待及び性的被害などによる影響」の入所後の推移について検討した。「虐待及び性的被害などによる影響」は、まず認知理論に基づき「認知の変化」「感情の変化」「行動の変化」に分け、また児童虐待の反応として行動化と並びよく見られる「身体化」、最後に育てられていない結果現れる「ネグレクトによる影響」の5つに分けて検討を行った。

①認知の変化

まず認知の変化であるが、全体としては〔入所前〕→〔入所から1-2ヶ月〕で悪化し、〔現在および退所前〕で〔入所前〕よりは多少改善するが大きな改善は見られていなかった。ただ小項目を見ると、「ネガティブな自己評価」「死にたい気持ちの訴え、自殺企図」「罪責感」の重度な認知の変化と思われる3つはあまり変わらなかったが、「自分の体を大事にできない」「無力感」の比較的軽度な認知の変化と考えられる2つは〔入所前〕より〔現在および退所前〕は改善していた。

表 40 認知の変化

区分	入所前		入所から1-2ヶ月間		現在及び退所前	
	人数	%	人数	%	人数	%
無力感	41	21.2%	44	19.6%	26	16.0%
罪責感	21	10.9%	24	10.7%	17	10.4%
自分の身体を大事にできない	44	22.8%	50	22.3%	32	19.6%
ネガティブな自己評価	66	34.2%	81	36.2%	65	39.9%
死にたい気持ちの訴え、自殺企図	21	10.9%	25	11.2%	23	14.1%
計	193	100.0%	224	100.0%	163	100.0%
未記入	65		48		71	
いずれかの症状あり	88		105		82	

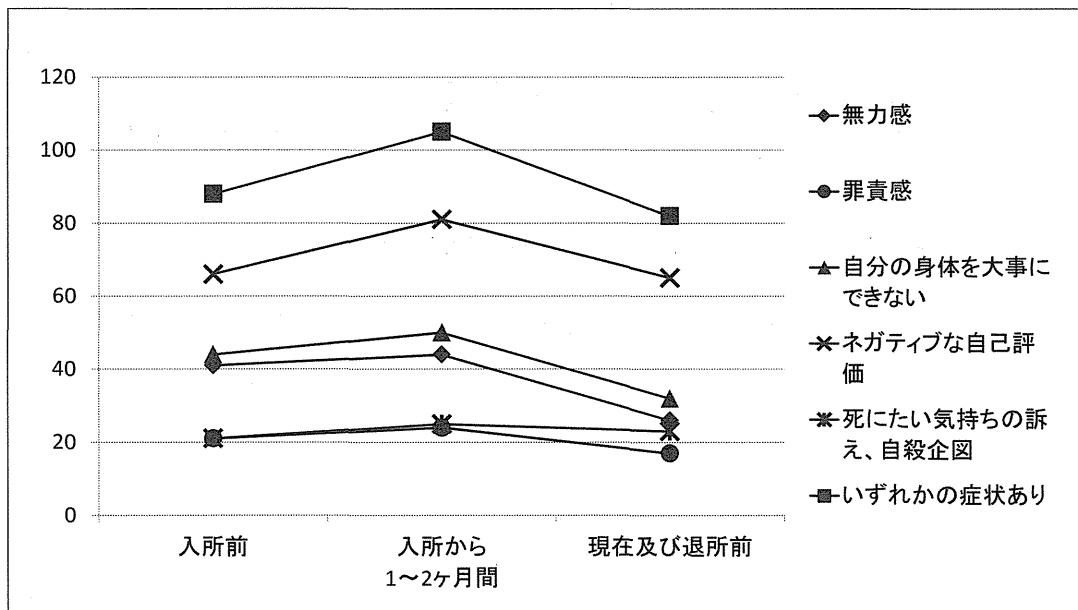


図 42 認知の変化(複数回答あり) n=153

## ②感情の変化

次に感情の変化であるが、これも認知の変化と同様に〔入所前〕→〔入所から1-2ヶ月〕で悪化し、〔現在および退所前〕で〔入所前〕よりは多少改善するが大きな改善は見られていなかった。小項目では「大人への怒り・不信感」「注意散漫」は改善が見られたが、「抑うつ症状（ふさぎ込む）」「他者への被害感」「突然人が変わったようになる」の3項目はほぼ変化なしか悪化すら見られていた。

表 41 感情の変化

区分	入所前		入所から1-2ヶ月間		現在及び退所前	
	人数	%	人数	%	人数	%
大人への怒り・不信感	51	29.1%	59	28.8%	42	26.3%
抑うつ症状(ふさぎ込む)	28	16.0%	35	17.1%	28	17.5%
他者への被害感	37	21.1%	41	20.0%	35	21.9%
注意散漫	38	21.7%	42	20.5%	32	20.0%
突然人が変わったようになる	21	12.0%	28	13.7%	23	14.4%
計	175	100.0%	205	100.0%	160	100.0%
未記入	65		53		74	
いずれかの症状あり	88		100		79	

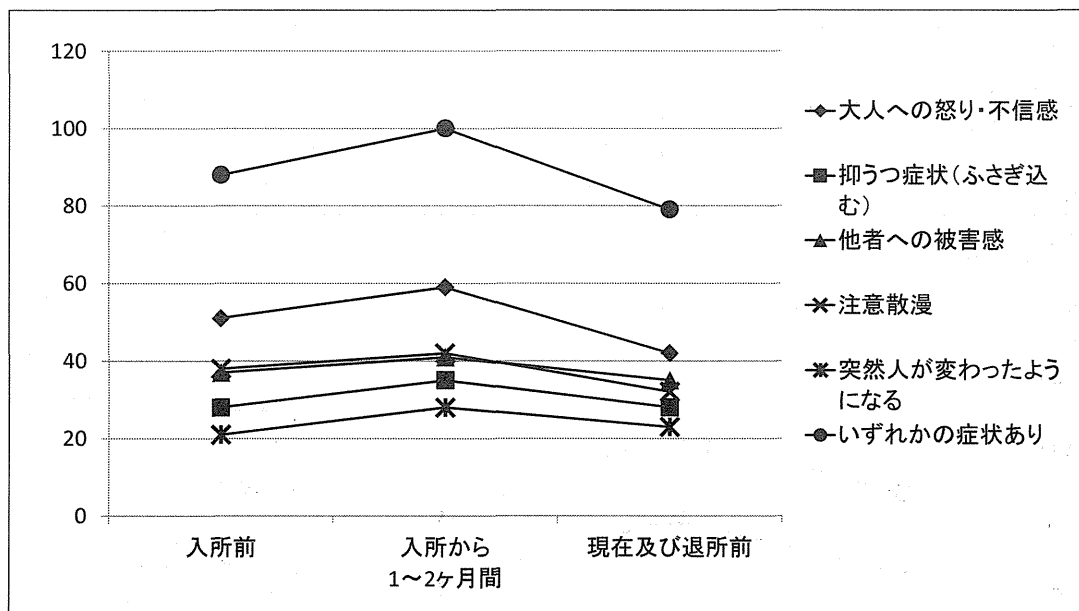


図 43 感情の変化(複数回答あり) n=153

## ③行動の変化

行動の変化は、認知、感情の変化とは全く異なる結果が見られた。〔入所前〕→〔入所から1-2ヶ月〕の段階でも改善し、さらに〔現在および退所前〕に向けては大きく改善していた。ただ、入所直後に改善が見られたのは「不登校」が劇的に改善していたためであり、他の数値を見てみると〔入所前〕→〔入所から1-2ヶ月〕で少し悪化していた。

表 42 行動の変化

区分	入所前		入所から1-2ヶ月間		現在及び退所前	
	人数	%	人数	%	人数	%
暴力・暴言	42	18.0%	49	22.2%	33	22.4%
虚言・うそ	40	17.2%	42	19.0%	25	17.0%
リストカット・自傷	31	13.3%	40	18.1%	28	19.0%
不登校	42	18.0%	6	2.7%	6	4.1%
過度な手洗い、潔癖性	4	1.7%	5	2.3%	2	1.4%
施設からの飛び出し	19	8.2%	20	9.0%	12	8.2%
緘黙	7	3.0%	8	3.6%	4	2.7%
赤ちゃん返り	9	3.9%	10	4.5%	5	3.4%
落ち着きのなさ	39	16.7%	41	18.6%	32	21.8%
計	233	100.0%	221	100.0%	147	100.0%
未記入	44		47		73	
いずれかの症状あり	109		106		80	

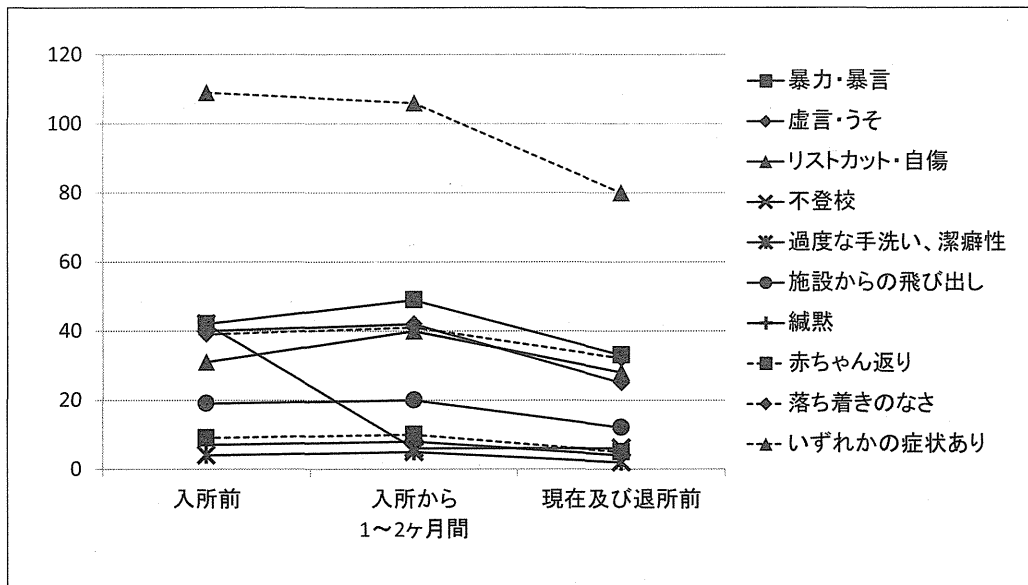


図 44 行動の変化(複数回答あり) n=153

#### ④身体化

身体化は、いずれも[入所前] → [入所から1-2ヶ月]にかけては悪化していたが、その後「爪かみ・抜毛・指しゃぶり」「夜尿・頻尿など排尿障害」の2項目は改善に向かったが、「なんらかの身体的な痛み」「身体が動かないなどの転換症状」「食欲不振、過食などの消化器症状」の3つは[入所前]より[現在および退所前]が悪い状態となっていた。



表 43 身体化

区分	入所前		入所から1-2ヶ月間		現在及び退所前	
	人数	%	人数	%	人数	%
なんらかの身体的痛み	17	24.6%	26	26.5%	23	34.3%
身体が動かないなど転換症状	7	10.1%	9	9.2%	8	11.9%
食欲不振、過食など消化器症状	14	20.3%	22	22.4%	16	23.9%
爪かみ・抜毛・指しゃぶり	18	26.1%	23	23.5%	13	19.4%
夜尿・頻尿など排尿障害	13	18.8%	18	18.4%	7	10.4%
計	69	100.0%	98	100.0%	67	100.0%
未記入	101		87		104	
いずれかの症状あり	52		66		49	

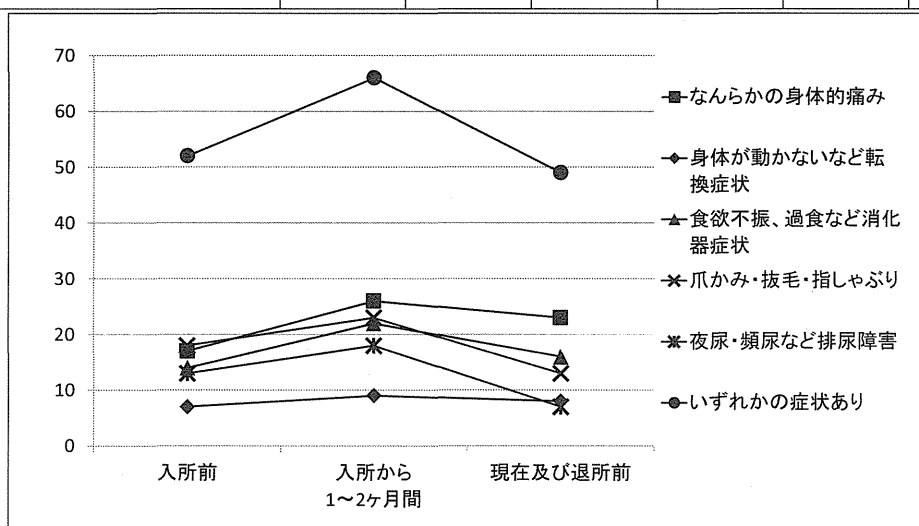


図 45 身体化(複数回答あり) n=153

⑤ネグレクトによる影響

ネグレクトによる影響は、いずれも[入所前]→[入所から1-2ヶ月]で悪化し、[現在および退所前]で[入所前]よりも改善していた。中でも、「生活のだらしなさ」と「自発性のなさ」の2項目は改善が大きく、生活指導が有効と思われた。「ネグレクトによる発達の遅れ」と「過度な臆病、怖がり」の2項目は比較的改善が乏しいが、発達障害などの生まれつきの器質が影響しているのかもしれない。

表 44 ネグレクトによる影響

区分	入所前		入所から1-2ヶ月間		現在及び退所前	
	人数	%	人数	%	人数	%
生活のだらしなさ	44	37.6%	53	39.0%	33	38.4%
ネグレクトによる発達の遅れ	21	17.9%	26	19.1%	17	19.8%
自発性のなさ	30	25.6%	32	23.5%	19	22.1%
過度な臆病、こわがり	22	18.8%	25	18.4%	17	19.8%
計	117	100.0%	136	100.0%	86	100.0%
未記入	84		70		96	
いずれかの症状あり	69		83		57	

その他虐待の影響の記述
● 露出の多い服装、守りの薄さ(部屋を開けている)
● 性的な事柄への興味、関心が高い。インターネットで調べる。職員に日常生活の中でよく聞いてくる等
● 一保中、心因性の突発性難聴
● 過度の職員への依存、虚言により注意をひこうとする
● 人との距離感のなさ、身体症状の訴えの多さ、感情と感覚のつながらなさ
● 万引き
● 養父が入浴時に一緒に入り、身体を洗うよう頼む。
● 深く考えず回避。バウンダリーのなさ
● 男性への興味(つきあい)と、一方で過度なこわがりの訴え
● 身体をこすりつけてくる。距離が近い。プライベートゾーンへの接触
● めんどくさがる
● 多動

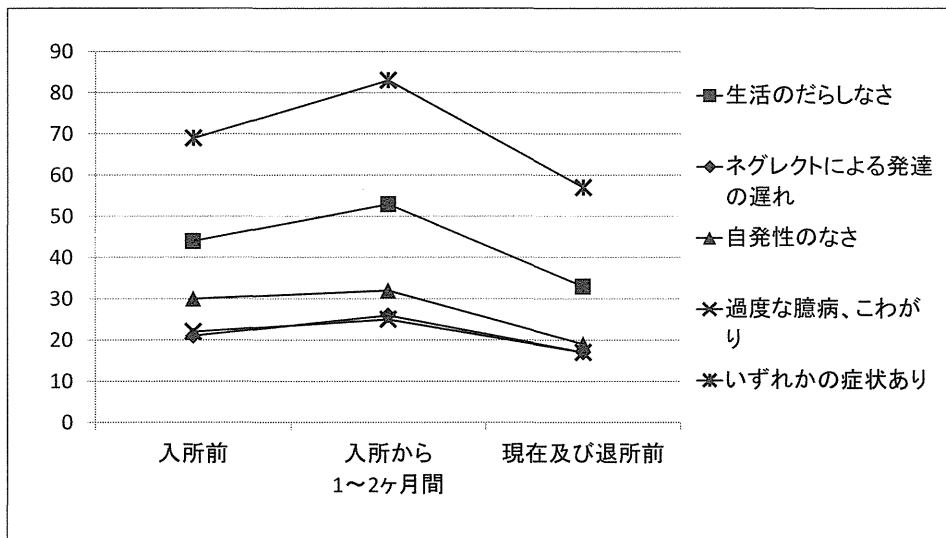


図 46 ネグレクトによる影響 (複数回答あり) n=153

#### ⑥虐待及び性的被害などによる影響のまとめ

「虐待及び性的被害などによる影響」の5項目の「いずれかの症状あり」をまとめてみた。これを見ると、以下の3つのグループに分けられると思われた。

- 1、[入所前] → [入所から1-2ヶ月] → [現在および退所前] と一貫して改善するもの：「行動の変化」
- 2、[入所前] → [入所から1-2ヶ月] で一旦悪化するが、[現在および退所前] には[入所前] より改善するもの：「ネグレクトによる影響」「認知の変化」「感情の変化」
- 3、[入所前] → [入所から1-2ヶ月] で大きく悪化し、[現在および退所前] にも[入所前] と比べてあまり変化の見られないもの：「身体化」

つまり、「行動の変化」は「入所するだけでよくなる症状」、「ネグレクトによる影響」「認知の変化」「感情の変化」は「入所直後は一旦悪化するが、入所によってよくなると言える症状」、「身体化」は「入所によってよくなるとはいえない症状」と考えられた。

表 45 虐待及び性的被害などによる影響のまとめ

区分	入所前	入所から 1-2 ヶ月間	現在及び退所前
認知の変化	88	105	82
感情の変化	88	100	79
行動の変化	109	106	80
身体化	52	66	49
ネグレクトによる影響	69	83	57

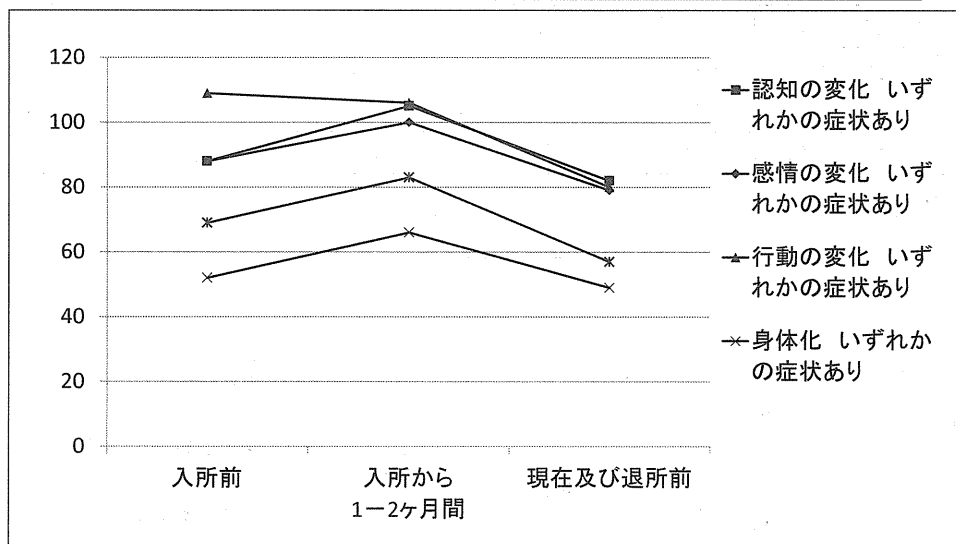


図 47 虐待及び性的被害などによる影響(複数回答あり) n=153

### 3) 対象児童の症状、問題についての考察

今回の研究では、症状について【入所前】【入所から 1-2 ヶ月後】【現在及び退所前】の 3 時点で質問した。これは、入所による改善を見るために、【入所前】と【現在及び退所前】での比較を行う必要があるが、施設に慣れてくる【入所から 1-2 か月】ころに症状が強くなるのではないかと考えられたためである。結果としては、多くの項目は事前の予測のように「入所直後に悪化するが、その後改善する」という変化を示していた。

#### ①トラウマ反応について

「トラウマとは、個人が持っている対処法では、対処することができないような圧倒的な体験をすることによって被る、著しい心理的ストレス（心的外傷）のこと」<sup>1)</sup>であり、当たり前な安全が大きく脅かされる性暴力被害体験は強いトラウマ性を持っている。そのため、性暴力被害児は被害直後にトラウマ反応を呈することは珍しくなく、トラウマ反応は激しいこともあるため対応に苦慮することも多い。

トラウマ反応の「過覚醒」「回避・麻痺（解離）」「再体験」の 3 つの主症状のアンケート結果をまとめると、「性暴力被害児のトラウマ反応は、いずれも入所直後に少し悪化するが、その後の経過を見ていくと大きな改善が見られていた。ただし、ゆがんだ記憶として刻み込まれた再体験症状は、出現率自体は低いものの出現した場合の改善は他のトラウマ反応よりも悪い」となるだろう。トラウマ反応は基本的に被害直後に大きく、環境が落ち着いて対処ができるようになっていけば改善していくものである。つまり、情短に入所した性暴力被害児童は、入所直後は慣れない環境のために悪化するが、次第に施設に慣れて対処ができるようになることで、次第にトラウマ反応が改善していくのではないかと考えられた。ただし、再体験症状はゆがんだ記憶となって刻み込まれているためか、他のトラウマ反応と同様にはいかないのかもしれない。また、「虐待及び性的被害などによる影響について」の各項目の中で改善の難しい項目を見てみると、「改善しなかったトラウマ記憶」が残存して

いるために引き起こされている症状が多く見られる（「罪責感」「無力感」「突然人が変わったようになる」「他者への被害感」「過度な臆病、怖がり」など）ように思われ、入所初期にトラウマ記憶による反応が目立つ児童には、積極的にトラウマ反応への治療を行う妥当性があると考えられた。

②虐待及び性的被害などによる影響について

被害の直後に現れるトラウマ反応と異なり、虐待及び性的被害などによる影響は長期にわたる被害によって子どもが変化してしまうものであり、基本的に治療は困難なものと考えられる。ただし、虐待及び性的被害などによる影響の中でも「行動の変化」は入所直後から改善し、現在及び退所前にはさらに改善していた。ただ「行動の変化」の改善は「不登校」が大きく改善していることが大きな影響を与えている。「不登校」が改善するのは、情短の教育資源が優れているためだろう。しかし、「行動の変化」はすべての項目で[入所前]と比べて[現在および退所前]は改善しており、「認知と感情は変化しづらいが、行動は最も変化させやすい」という認知行動療法の理論は情短の性暴力被害児への支援においても裏付けられることとなった。また、「ネグレクトによる影響」は、入所直後は悪化するものの[現在および退所前]は改善していた。「ネグレクトによる影響」の中では、「ネグレクトによる発達の遅れ」と「過度な臆病、怖がり」の2項目は比較的改善が乏しいが、これは発達障害などの生まれつきの器質が影響しているのかもしれない。

一方、「認知の変化」と「身体化」は、入所による改善があまり見られなかった。「認知の変化」の中でも、比較的軽度な認知の変化と考えられる「自分の体を大事にできない」「無力感」の2項目は[現在および退所前]は改善していたが、重度な認知の変化と思われる「ネガティブな自己評価」「死にたい気持ちの訴え、自殺企図」「罪責感」の3項目はトラウマ反応の再体験症状と同様に記憶のゆがみが背景にあるように思われ、改善は簡単ではないものと思われた。また、「身体化」については、習癖に分類され年齢も低年齢と思われる「爪かみ・抜毛・指しゃぶり」「夜尿・頻尿など排尿障害」の2項目は改善に向かっていたが、「なんらかの身体的な痛み」「身体が動かないなどの転換症状」「食欲不振、過食などの消化器症状」の3項目はそれぞれ「疼痛性障害」「転換性障害」「摂食障害」と精神科的診断名が付く症状に当たり、精神病理性も深く改善が困難であろうと考えられた。

「感情の変化」は、「抑うつ症状（ふさぎ込む）」「他者への被害感」「突然人が変わったようになる」の認知の変化が背景にあると思われる3項目はほぼ変化なしか悪化すら見られていたが、感情の変化の影響が大きいと思われる「大人への怒り・不信感」「注意散漫」の2項目は改善が見られていた。

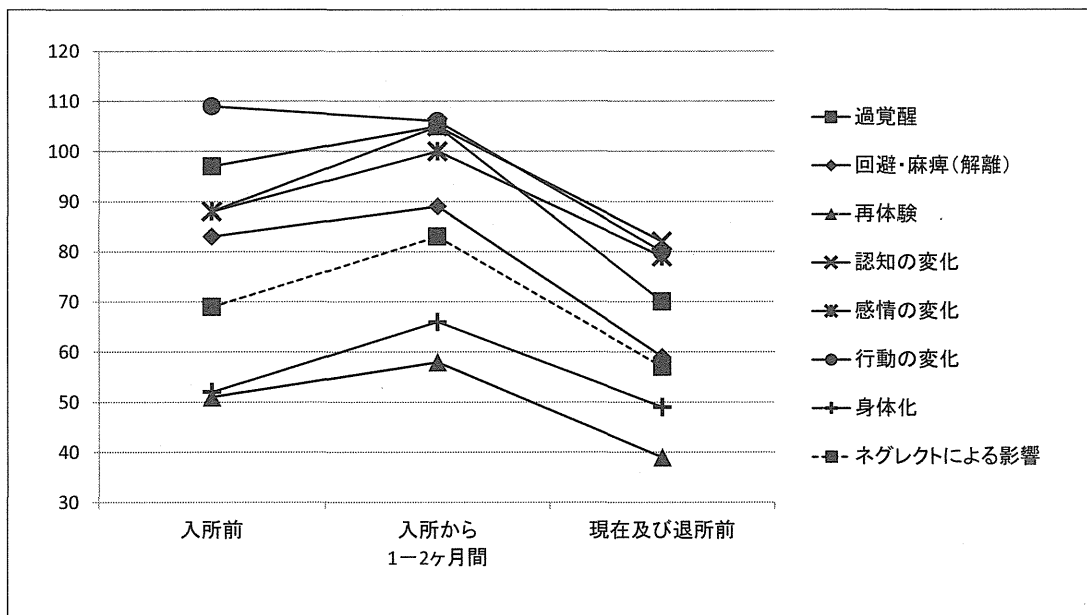


図 48 いずれかの症状ありの児童数の推移(複数回答あり) n=153